

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況に係る検査

T V Fにおける高放射性廃液のガラス固化処理に係る運転や施設等に係る不具合が頻発していることから、発生した不具合に対する不適合管理活動において、適切な原因究明が行われ、再発防止を確実にするための是正処置が徹底して行われていること、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべきものは、確実に予防処置として対応されていることを確認する。また、採った処置の有効性評価が実施され、継続的な改善活動が実施されていることを確認する。

(2) 保守管理等の実施状況に係る検査

再処理施設において、設置以降の経年のために施設の老朽化が進んでいること、及び保有する高放射性廃液等のリスクを考慮した上で、再処理施設の保守の計画が作成され、それを実施するための体制（手順書の作成を含む）が構築され、施設の点検が適切に行われていることを確認する。

(3) 外部事象等に対する体制の整備状況に係る検査

再処理施設で発生している建家の雨漏りや水の浸入事象に対しての、検討及び情報共有の状況、補修計画の立案、補修作業等の実施、保守点検要領書の整備、教育が実施されていることを確認する。

(4) 異常事象等発生時の措置に係る検査

異常事象等が発生した場合の拡大防止策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていることを確認する。

(5) その他

平成29年度以前の保安検査において確認された要改善事項について、フォローアップする。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容
該当なし。

3. 保安検査実施時期（期間）

- (1) 第1四半期：5月中旬～下旬（2週間）
- (2) 第2四半期：9月上旬～中旬（2週間）
- (3) 第3四半期：11月下旬～12月上旬（2週間）
- (4) 第4四半期：2月下旬～3月上旬（2週間）